

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

平成28年4月適用

平成29年4月1日一部改定

平成29年4月
山梨県県土整備部

目次

1. 本ガイドライン策定の背景	P2
(1) 土木工事の特性	
(2) これまでの問題点	
(3) 適切な設計変更の必要性	
(4) ガイドラインの策定	
2. 発注者・受注者の留意事項	P4
3. 設計変更が不可能なケース	P5
(1) 基本事項	
4. 設計変更が可能なケース	P6
(1) 設計変更の対象事項	
(2) 条件変更等(契約約款第18条)が判明した場合	
(3) 発注者が必要であると認める場合(契約約款第19条)	
(4) 工事中止を行う必要がある場合(契約約款第20条)	
(5) 受注者からの請求による工期の延長(契約約款第21条)	
(6) 「設計図書の照査」の範囲を超える場合	
5. 設計変更の手続き	P13
(1) 設計照査	
(2) 設計変更に必要な資料作成	
(3) 設計変更の手続きフロー	
(4) 変更方法の協議	
6. 条件明示について	P19
7. 指定・任意の使い分け	P22
(1) 基本事項	
(2) 留意事項	

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木工事の特性

- ①土木工事は、個別に設計された目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で施工するという特性を有している。
- ②当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、当初から前提条件を明示して設計変更の円滑化を図る必要がある。

(2) これまでの問題点

- ① 設計と現場が不整合
- ② 事前調整不足
- ③ 条件明示が不十分
- ④ 範囲外の照査依頼

【具体的な事例】

- ・隣接工区で顕在化した問題が、次発注工事の設計に反映されていない
- ・発注者がすべき地権者との調整を受注者がするよう指示された
- ・市の水道移設のために、工事が着手できない
- ・電線共同溝の設計で試掘調査がされておらず、施工時に既設管が大きな支障となった
- ・変更協議時に時間も費用もかかる構造計算を求められた

(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法(平成26年6月4日に一部改正)では、第3条(基本理念)で、「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」と示されており、

- 設計図書に適切に施工条件を明示する
- 必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う

ことが規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行う必要がある。

(4) ガイドラインの策定

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能かどうかの判断及び手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

本ガイドラインは、県土整備部が発注する土木工事において、建設工事請負契約書等を踏まえ、設計変更する際に発注者と受注者が相互に理解すべき事項を明記し、適切な変更契約を図ることを目的とする。

2. 発注者・受注者の留意事項

① 発注者の留意事項

設計積算にあたって、現場の実態に即した施工条件を明示する。
適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

(参考) 改正品確法

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

(一～四省略)

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

② 受注者の留意事項

工事着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には発注者と「協議^(注1)」して進めることが重要である。

(注1)：「協議」は書面による

(参考) 共通仕様書 1-1-1-3

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

3. 設計変更が不可能なケース

(1) 基本事項

次のような場合においては、原則として設計変更できない。

- ①設計図書に条件明示のない事項において、発注者からの「指示」を受けず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ②発注者と「協議」をしているが、協議の回答のない時点で施工を実施した場合
- ③受注者自らの都合により、工事材料や施工方法等について、監督員の承諾^(注2)を得て施工する場合。
- ④工事請負契約書・土木工事共通仕様書(山梨県県土整備部)に定められている所定の手続きを経していない場合
(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15)
- ⑤正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

(注2):承諾とは、設計図書で指定された材料について、受注者自らの都合により、同等以上の品質の物を用いるために監督員と協議し、承諾を得る場合などが想定される。⇒ 設計変更不可

なお、契約書第26条(臨機の措置)については、別途考慮する。

(参考)契約約款第26条第1項
(臨機の措置)

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

4. 設計変更が可能なケース

(1)設計変更の対象事項

設計変更の対象事項は、契約約款で次のとおり規定されている。

- 条件変更等に伴う設計変更の対象事項……………第18条
 - 発注者が必要があると認められるとき設計図書の変更…第19条
 - 受注者の責によらない事由による工事の一時中止……………第20条
- 設計変更の対象となる事項の詳細は下表のとおりとなる。

設計変更の対象事項	契約約款
①図面と仕様書等が一致しない	第18条第1項第一号
②設計図書に誤謬又は脱漏がある	第18条第1項第二号
③設計図書の表示が明確でない	第18条第1項第三号
④設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	第18条第1項第四号
⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた	第18条第1項第五号
⑥発注者が必要があると認める場合の設計図書の変更	第19条
⑦受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第20条
⑧受注者の請求による工期の延長	第21条
⑨発注者の請求による工期の短縮	第22条

(2) 条件変更等が判明した場合

(参考) 契約約款第18条第1項

(条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

【想定される事例】

- ア. 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない。
- イ. 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない。
- ウ. 条件明示する必要があるにも係わらず、土質条件、地下水位、交通誘導警備員等に関する条件明示がない。
- エ. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確。
- オ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- カ. 設計図書に明示された土質、地下水位、交通誘導員配置計画等が現場条件と一致しない。
- キ. 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった。
- ク. 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった。
- ケ. 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった。

(3) 発注者が必要であると認める場合

(参考) 契約約款第19条

(設計図書の変更)

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められる時は工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【想定される事例】

- ア. 工事の施工途中において、設計図書の変更を行なう方が、社会的、経済的に適当であると発注者が判断した場合。
- イ. (不測の事態により) 地元調整や関係機関(警察、施設管理者、電気・ガス等の事業者)との協議により、施工内容を変更する場合。
- ウ. (不測の事態により) 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。

なお、契約約款第19条による設計変更の手続きフローは、契約約款第18条に準ずる。

(4) 工事中止を行う必要がある場合

(参考) 契約約款第20条

(工事の中止)

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【想定される事例】

ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合

イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合

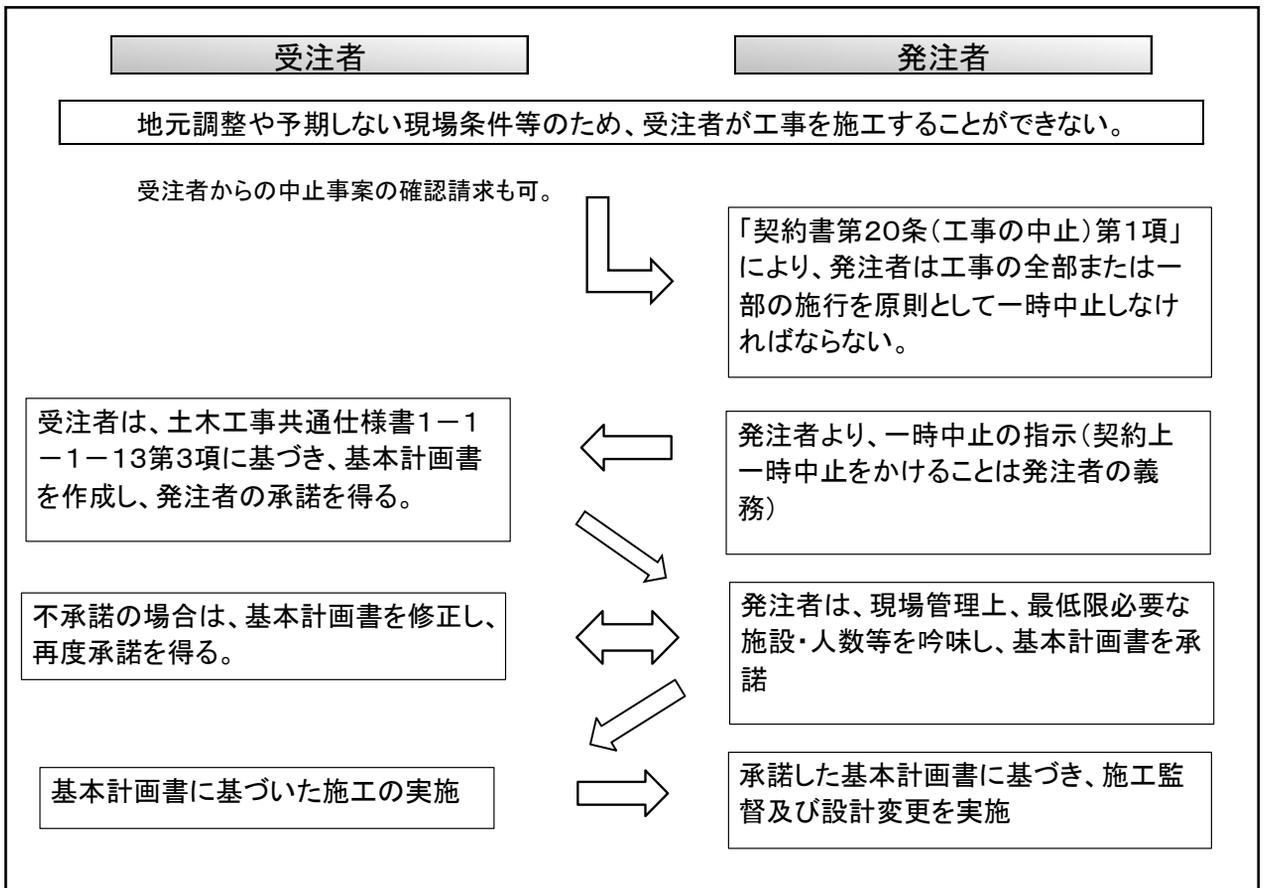
エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合

オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合

カ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合

- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

工事中止の手続きフロー



(5) 受注者からの請求による工期の延長

(参考) 契約約款第21条

(受注者の請求による工期の延長)

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

【想定される事例】

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(6)「設計図書の照査」の範囲を超える場合

(参考) 共通仕様書 1-1-1-3

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

【想定される事例】

- ア. 施工中に判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- イ. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ウ. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- エ. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)。
- オ. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- カ. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

5. 設計変更の手続き

(1) 設計照査

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料の作成に関する費用については契約変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料

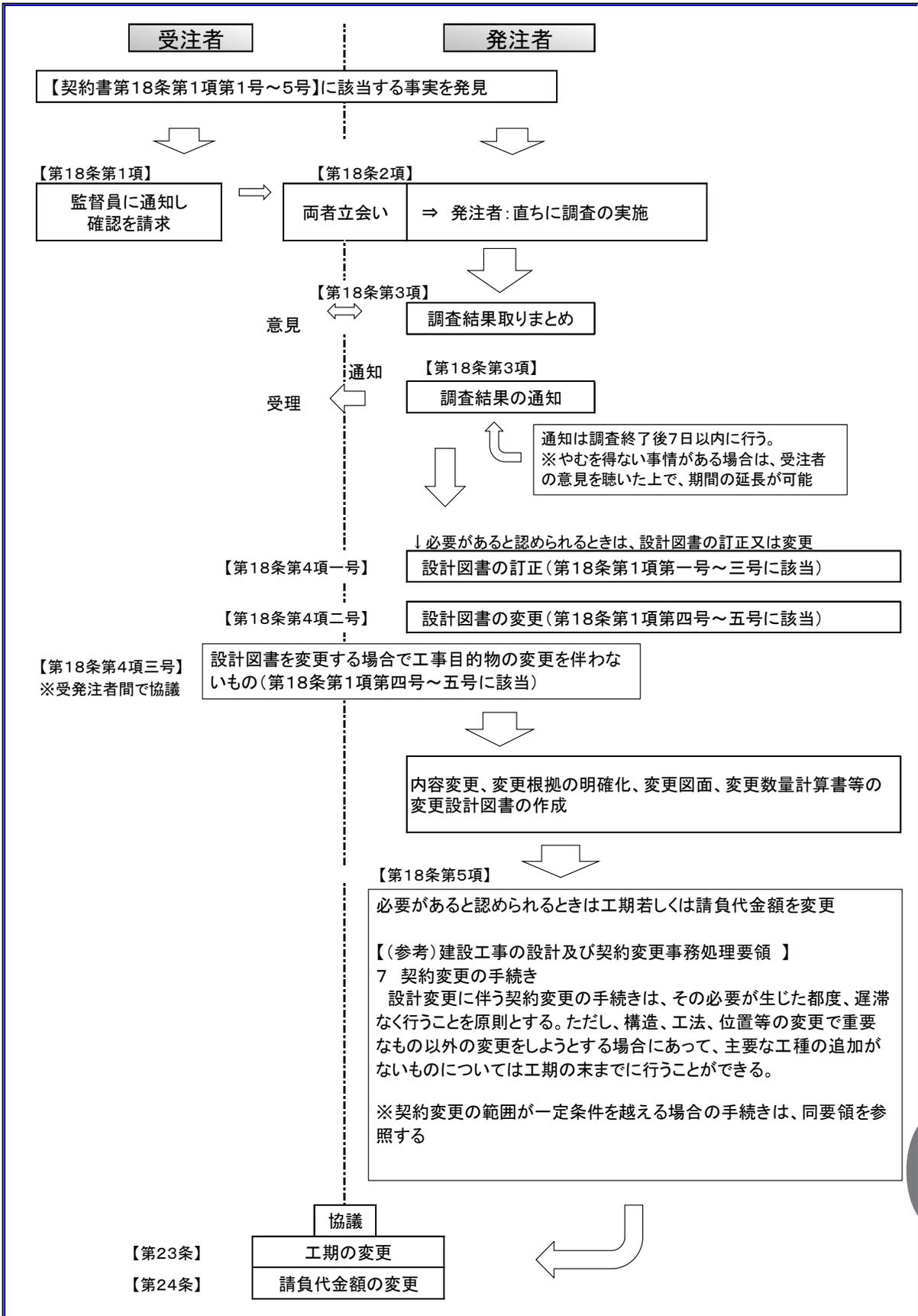
「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料作成については、第18条第4項に基づき発注者が行うものである。

なお、発注者からの書面による指示に基づき、受注者に資料作成を依頼する場合は、次の手続きによる。

受発注者が行う手続き

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

(3)設計変更の手続きフロー



(4)変更方法の協議

受注者及び発注者は契約書第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める必要がある。

設計変更を行なうため、契約変更に先だって指示、協議等を行う場合は、書面にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するものとする。

ここで記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

(参考)契約約款第23条

(工期の変更方法)

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(参考)契約約款第24条

(請負代金額の変更方法等)

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

【参考 工事打合簿への概算金額の記載方法】

- ①受発注者間の協議、または発注者からの指示で、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(工事打合簿等)にて行う。
- ②発注者は工事打合簿に変更内容による変更見込み概算金額を記載する。概算金額については、請負代金額ベース(税込)で記載し、十万円単位(十万円未満は万円単位)を基本とする。
- ③発注者は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料、受注者の見積書(妥当性を確認したもの)などを参考に概算金額を算出することができるが、その際には受注者に対して出典や算出条件等について明示するよう努める。
- ④緊急的に行う場合や何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、後日通知することができるものとするが、受注者に後日通知する旨を記載する。
- ⑤記載する概算金額はあくまで「参考値」であるため、受注者は、発注者で後日精査した結果(特別調査等の結果)により、概算金額が変動することを理解しておく。
また、発注者から見積書の提出を求められた場合は、見積書の提出を行う。

※次項以降に工事打合簿の一般的な記載例を示す。

発注者発議の工事打合簿への記載例・・・P17

受注者発議の工事打合簿への記載例・・・P18

所		次		施 工 管 理 幹		課	
長		長				長	

概算金額記載例②
(受注者発議)

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他 ()		
契約番号	××〇〇-〇〇〇〇		
事業名	××改築費		
工事名	××改良工事		
工事場所	××地先		
受注者名	(株)××		

(内 容)

 ××工の施工について

 建設工事請負契約書〇〇条〇項により、別紙のとおり設計図書の変更について
 協議します。

 ※必要に応じ、協議理由、対策検討の内容、数量・形状寸法、施工方法、図面等、
 必要となる資料を添付する

 (発注者通知)

 上記の内容については、設計変更の対象とします。

 ・概算金額(参考値)：約〇十万円増(減)額(請負代金額ベース)

 ・概算金額の出典や算出条件等：受注者の見積書

添付図 葉、その他添付図書

処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input checked="" type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	監督員	印	平成 年 月 日
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input checked="" type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	現場代理人 主任(監理)技術者	印 印	平成 年 月 日

(注) 打合わせの都度2部作成し、各々保管する。

6. 条件明示について

施工条件は、契約事項となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

受発注者は、次ページ以降の明示事項等を参考として、工事の円滑な執行に努めることとする。

これら明示事項は、既存資料を基に作成しており、全ての施工条件を明示していない。よって、発注者は、必要に応じて適宜、明示事項を追加する。

また、本ガイドライン(案)で示した明示事項は、次の各段階で活用する。

発注者は、

- ①発注時の設計図書に明示する条件に漏れが無いか確認
- ②積算や設計図書作成に先立ち、予め施工現場の条件、制約等を調査・確認
- ③特記仕様書の作成にあたっては、別途、特記仕様書記載例の中から必要な項目を検討

受注者は、

- ①契約締結後の、契約書第18条「条件変更等」の確認資料として活用
- ②現場説明時の「質問事項」の検討資料として活用

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分ととの調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

明示項目	明示事項
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合。 (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合。 (1)仮道路の設置に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2)仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。 (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、その他条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件関係	1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施行方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法ヲ指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行なう必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

7. 施工方法等の指定・任意の使い分け

(参考)契約約款第1条第3項

(総則)

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

(1) 基本事項

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ただし、指定・任意ともに、条件変更等の事実が確認され、必要があると認められるときは、設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 留意事項

- ①指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。
 - ア. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注時の設計図書等により、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
 - イ. 発注者(監督者)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

【任意における不適切な対応の事例】

- ア. ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- イ. 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ウ. 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

②指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法について具体的に指定する	施工方法について具体的には指示しない
施工方法の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法に変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	○指定仮設とすべき事項 ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特殊工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	